

東京おこめクーポン事業実施要綱

4福保生計第1407号

令和4年12月27日

(目的)

第1条 本事業は、物価高騰の影響により、経済的な影響を受けやすい低所得世帯に対し、緊急的な対応として国産の米及び野菜等の食品と引き換え可能な東京おこめクーポン（以下「クーポン」という。）を配付し、申込のあった世帯へ食品を配送することで、その生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を、次の各号に掲げる者に委託することができる。

- 一 特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）
- 二 法人格を有する者（前号に掲げる者を除く。）であって都が認めるもの

2 前項各号に掲げる者は、都の事前承認を受けた場合に限り、事業の全部又は一部を、他の適当な団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、都の区域内における令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について（令和4年9月26日付府政経運第394号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）の別紙の第3部第1に定めるもの及びこれに準ずるもの（以下「対象世帯」という。）とする。ただし、令和4年9月30日において、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の区市町村民税均等割が課されていないことに係る租税条約の適用を届け出ている者がいる世帯は、本事業の対象者の要件を満たさないものとする。

同様、同程度

(クーポンの配付及び食品の配送)

第4条 都は、クーポンの配付等に利用するため、区市町村等から対象世帯の世帯主氏名及び住所等の情報を取得する。

- 2 都は、前項により情報を取得した対象世帯に対し、クーポン及び対象世帯が選択可能な食品に関する資料（以下「クーポン等」という。）を配付する。
- 3 クーポン等の配付を受けた対象世帯は、当該世帯の状況等に応じて、都が提示する食品の中から希望するものを選択し、都に対し配送を申し込む。
- 4 都は、前項により申込を行った対象世帯に対し、当該食品を配送する。

(コールセンターの設置及び運営)

第5条 都は、対象世帯等からの本事業に関する問合せに対応するため、コールセンターを設置及び運営する。

(実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、令和4年12月27日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の適切な管理)

第7条 都は、本事業の実施に当たって、取得した個人情報について、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)の規定に基づき、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 都は、第2条第1項により、事業を委託しようとする場合は、委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じさせなければならない。

3 都は、受託者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

4 都は、この要綱及び都が別途定める取扱要領(以下「取扱要領」という。)の施行に必要な限度において、受託者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

5 都は、受託者がこの要綱及び取扱要領に定める個人情報の保護に関する規定等に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(その他)

第8条 この要綱及び取扱要領の定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。